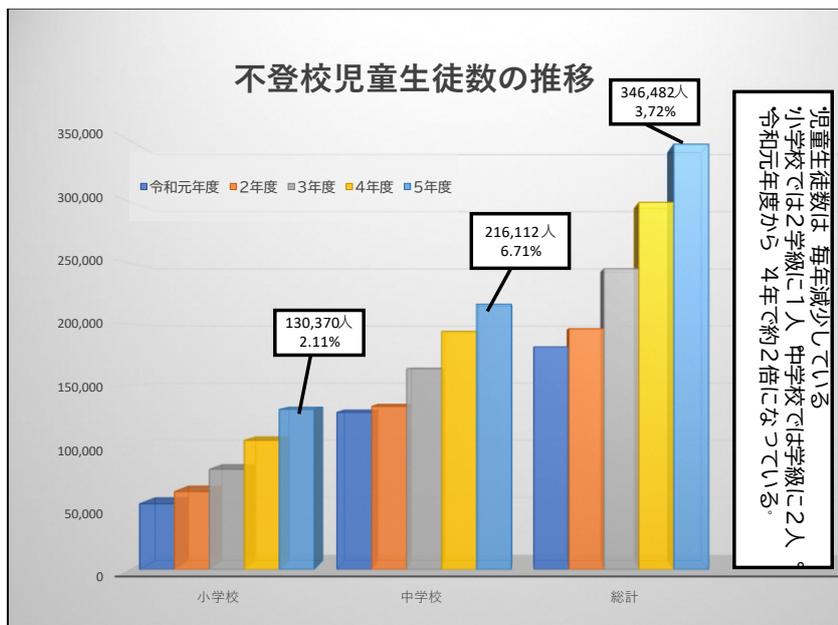


多様な学びの場とは？



文部科学省は、10月31日、令和5年度のいじめ・不登校数を公表しました。不登校児童生徒については、小学校130,370人、中学校216,112人、総計346,482人で、暴力行為、いじめ認知件数同様、過去最多となったことを明らかにした。

文科省は、「学校に登校する」という結果のみを目標としないこと。「COCOLOプラン」等により、多様な学習の場を整備することを進めています。

学校では、誰でも安心して学べ

る魅力ある学校づくりに取り組むために、①ITCを一層活用しながら、授業改善を行うこと。②人間関係に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うこと。③学校風土の改善に取り組むことなどを提唱しています。具体的には、各学校に別室を整備し指導員を配置したり、教育支援施設・フリースクール等を学習の場として活用したり、カウンセラーやソーシャルワーカーによる本人・保護者支援との連携を促進したりして、快適で温かみのある学校づくりを推進しています。

不登校の解決の目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することで、不登校は「進路の問題」としてとらえ、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応を行う必要があると示しています。

ただ、文科省は、フリースクールの例を参考に学びの多様化を進めていますが、学校は学びの多様化に対応するために多くの労力を払い疲弊していないでしょうか。…（私見です）

何れにしても、一人一人が、月曜日の朝、「学校に来てよかった」。帰る時、「楽しかった。明日も来たいな」と思える学校にしたいですね。（文責・小林）
引用・参考：「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」文部科学省 2023.11.17 / 「COCOLOプラン」他

1月のクオール開設日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

* 黒字が開設日です。通室生徒は9時～16時。

* 赤字以外は電話・来室相談可能日

（相談受付時刻：午前10時～12時、午後1時～3時）

* 電話相談では、自分の名前や子どもの学校名を名乗る必要はありません。秘密は守ります。

普通教育機会確保法とは

普通教育機会確保法は、教育基本法第3条をもとに、不登校などで十分な義務教育を受けられない子どもたちに教育機会を確保するための法律です。正式には『義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律』で、2016年に成立し、2017年に施行されました。

- 国や自治体が不登校の児童生徒を支援する（不登校は問題行動でない—社会的自立支援）
- 登校のみを目標とせず、休養の必要性を認め、学校内外での多様な学習を支援する方針を掲げる（学校内外に教育支援センター〈別室・公立の相談室等〉・一人一人に合った支援・民間との連携）
- 不登校の子どもに対する教育内容に関する事項や、夜間そのほか特別な時間において授業をおこなう学校における就学の機会の提供（柔軟な教育課程・夜間中学を設置・多様な学び学校）

現在の不登校支援・指導・対応は、この法律に基づいて行われています。最大の特徴は、不登校児童生徒の数を減らすというものから、学びに接続する子を増やすというものに変えたことです。（過去最高を続けていることから、減らすことは不可能で諦めたということかな？）居場所づくりの要素を前面に出し、民間フリースクールなどの例を参考にしながら、民間のノウハウを生かして校内別室で教育の機会を確保するというものです。

このようなことは、学校だけを公教育の場とするのではなく、フリースクールやホームエデュケーションなど、多様な学びの場を公的に認めていくことを考えているかのようにもみえます。

学校教育相談の研究者の中には、オンラインやフリースクールでの学びについて、「人間関係の広がり生まれなくなる」と問題点を指摘し、「他者との関係を築き社会性を育むには、集団生活の中で互いに助け合い、ときには我慢をする経験が欠かせない」と訴えています。

また、不登校・いじめ・暴力行為が過去最高を続けている中、「教育関係者と校長がいつまでも前例踏襲を続けているは、学校は変わりません。教委や校長が動けば教職員も動き、本人や保護者は学校（教職員）とつながる」と提起しています。…（教育改革の必要性を言っていますが、改革には抵抗や批判が付きものです。それを跳ね返す力は、今はどこに？）… 引用：「」教育新聞



参考：普通教育機会確保法 2016 : 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）2019

【普通教育機会確保法 関連部分抜粋】

法第3条第4号 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

法第10条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

法第11条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

法第13条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。